

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

■具体的な施策等

- 自殺対策の推進
- 東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業
- 犯罪の抑止・検挙に向けた取組み
- 東日本大震災による被災地への専門家派遣
- 情報通信技術を活用した医療情報連携基盤（EHR）の構築の推進
- 震災に伴う人権擁護活動の充実強化
- 被災地域における再犯防止に向けた取組
- 矯正職員による被災地支援
- 幼稚園等の複合化・多機能化
- 学校施設と福祉施設等との一体的整備
- 地域包括ケア体制の整備と在宅医療・介護の推進
- 保健衛生施設等の災害復旧
- 障害児・者支援体制の再構築
- 医療従事者の確保
- 被災者の健康の確保
- 地域精神保健医療の回復・充実
- 災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保

- 医療保険制度の一部負担金減免等の特別措置
- 地域コミュニティの再生支援
- 里親制度の活用
- 子どもの心のケア等
- 被災した生活衛生関係営業者への支援
- 被災地における林業・木材産業の復興
- 福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業

自殺対策の推進			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名	
章	5 復興施策		内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	①地域の支え合い	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	(x viii)	平成 27 年4月
これまでの取組み			
○ 平成 21 年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的にされたい旨都道府県に周知した。			
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算により、地域自殺対策緊急強化基金に 37 億円を積み増した。			
○ 被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状況の変化に応じて、「災害発生直後から半年」（第一弾）と「災害発生半年後から一年」（第二段）の 2 種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。更に、「災害発生後一年後～」（第三弾）を作成し、ホームページで公表した。			
○ 「被災地対応編」を盛り込んだゲートキーパー養成研修用テキスト及び DVD を作成し、宮城県において被災地における対応も含めたゲートキーパー養成のための研修を実施した。			
○ 全国自殺対策主管課長等会議において、東日本大震災の被災者等に関する取組の推進について要請した。			
○ 福島県において自殺対策官民連携協働ブロック会議及び自殺対策人材養成研修を開催し、被災地において自殺対策に取り組む自治体職員や民間団体を招き、自殺の状況及び取組について情報を共有するとともに、連携の在り方等について意見交換を行った。			
当面(今年度中)の取組み			
○ 引き続き、地域自殺対策緊急強化基金等を通じて、被災地を含めた地域における自殺対策を支援する。			
中・長期的(3 年程度)取組み			
○ 自殺総合対策大綱に基づき、被災地を含めた地域の実情に応じたきめ細かな自殺対策を推進する。			
期待される効果・達成すべき目標			
○ 東日本大震災の影響も含めた経済情勢の変化や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。			

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

予算措置なし

東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支えあい	作成年月
目	(iv)このほかの女性の悩み相談を実施する	平成27年5月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行ったほか、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。 ○ 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業の実施 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）及び地元並びに全国の民間団体と協力し、被災地における女性等の悩み・暴力に関する臨時相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを、岩手県にて平成23年5月10日から、宮城県にて平成23年9月1日から、福島県にて平成24年2月11日から提供した。 ○ 26年度は、3県で引き続き面接・訪問相談を実施したほか、県外避難者の多い福島県で引き続き電話相談を実施した。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度も引き続き、女性の悩み・暴力に関する相談事業を実施するとともに、被災3県の地元行政機関の機能回復に資する研修を新たに実施する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の相談支援機能で被災女性を支える体制（震災前の支援体制）に戻す。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地において、女性が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取り組みを促すことができる。 ○ 相談事業のため、定量的な成果目標を定めることは困難である。 		
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費 (平成27年度)67百万円【復興特会】 		

犯罪の抑止・検挙に向けた取組み

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv) (略) さらに、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組みを推進する。 (略)	平成 27 年5月

これまでの取組み

① 警察官の増員

復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対処するため、平成 23 年度補正予算(第3号)により、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)の警察官計 750 人の増員を措置し、平成 24 年2月1日付で、他の都道府県警察等から計 750 人が被災3県の警察に特別出向した。平成 25 年度以降においても、被災3県への警察官の増員及び特別出向を継続している。

- 平成 25 年度: 増員数 540 人、うち特別出向 455 人
- 平成 26 年度: 増員数 450 人、うち特別出向 320 人

② 警察施設の復旧・整備

被災地における警察署の修繕、交番・駐在所の建て替えに係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事業を実施している。

③ 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組

- 被災地の犯罪取締機能を回復・維持するための特別機動捜査派遣部隊の派遣・活動(平成 24 年7月 26 日まで)、及び制服警察官とパトロールカーからなる地域警察特別派遣部隊の派遣・活動(平成 24 年6月 28 日まで)
- 避難所や仮設住宅におけるチラシの配布等による防犯情報の提供
- 避難所における女性警察官等による相談受理活動
- 雇用創出のための基金事業等を活用した警戒警ら活動
- 震災に便乗した詐欺、悪質商法等に係る関連情報の収集、取締りの徹底、被害防止のための広報啓発活動及び犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供
- 全国の都道府県警察から少年非行や少年の犯罪被害の前兆等、震災に伴う特異な情勢について情報収集
- 復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に係る情報の収集・分析
- 被災地住民等による自主防犯活動への支援等を実施してきた。

④ 交通安全施設等の復旧 【再掲 5(1)①(ii)】

⑤ 警察官による交通整理

信号機が滅灯した主要交差点等において、警察官による交通整理を行った。

当面(今年度中)の取組み

① 警察官の増員(中長期的段階)

平成 27 年度及び平成 28 年度においても、被災3県への警察官の増員を継続する。

- 平成 27 年度: 増員数 360 人
- 平成 28 年度: 増員数 290 人

② 警察施設の復旧・整備(当面の取組段階)

平成 27 年度東日本大震災復興特別会計において、駐在所等の建て替えに要する経費を措置しており、当該経費に係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事業を実施する。

<p>③ 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(当面の取組段階) 被災地の状況に応じつつ、各種活動に有効な装備資機材を整備するとともに、「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組」を引き続き実施する。</p> <p>④ 交通安全施設等の整備(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>① 警察施設の復旧・整備(中長期段階) 被災を受け建て替えを要する警察署、交番等の警察施設については、今後、被災地の都市計画等を踏まえ復旧を図る。</p> <p>② 治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(中長期段階) 引き続き、「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(当面の取組段階)」を実施する。</p> <p>③ 交通安全施設等の整備(中長期段階)【再掲5(1)①(ii)】</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>① 「警察官の増員」について 態勢を充実させ、犯罪を抑止・検挙するとともに、被災者の治安に対する不安を解消する。</p> <p>② 「警察施設の復旧・整備」について 警察施設の復旧・整備を図り、警察活動の基盤を整えることにより、犯罪の抑止・検挙に向けた取組を推進し、被災地の治安の確保を実現する。</p> <p>③ 「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組」について 被災地や避難先における犯罪被害の防止等を図るとともに、被災者の治安に対する不安を解消することにより、被災者が復旧・復興に専念できる基盤を確立する。</p> <p>④ 「交通安全施設等の整備」について 被災地における安全・安心な交通環境を確保する。</p>
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察施設の復旧・整備 674百万円【平成27年度予算(復興特会)】 ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 18,166百万円【平成27年度予算(一般会計)】 ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 335百万円【平成27年度予算(東日本大震災復興特別会計)】

東日本大震災による被災地への専門家派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	消費者庁
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支えあい	作成年月
目	(iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成23年5月より、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋 調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャルプランナー)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行ってきた。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 専門家を派遣している自治体に対し、財政的支援を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 自治体からのニーズに応じ、自治体の取組を支援する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築を支援することで、被災地の安全・安心の確保に向けて、その一助となるよう取組を進める。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
・平成27年度予算において、被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)の地方消費者行政推進交付金として約 482 百万円を措置し、その内数で対応。【復興特会】		

情報通信技術を活用した医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2)	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii) ※ (3) ① (iv) (ハ) にも再掲	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、医療機関等が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通させるための医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成 24 年度は被災地を含む 5 地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果の取りまとめを実施。</p> <p>※ EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報（診療情報・健診情報等）を電子的に管理・活用できる仕組み。</p> <p>併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)(平成 26 年度実績:2 件)。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対する財政的支援を引き続き実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。</p>		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
・被災地域情報化推進事業(東北地域医療情報連携基盤構築事業)		1,936 百万円の内数【復興特会】

震災に伴う人権擁護活動の充実強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法務省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv)	平成27年4月
これまでの取組み		
<p>震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、人権教室の実施、シンポジウムの開催、ホームページにおけるメッセージの掲載、チラシの配布・ポスターの掲示等の人権啓発活動を実施したほか、避難所、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。</p> <p>平成26年度に実施したシンポジウム（いわき、東京の2会場）には、446名が参加した。</p> <p>また、平成26年12月31日までに、全国858か所で、延べ4582回特設相談所を開設し、東日本大震災に関連するものを含む人権相談を受け付けた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>今後も、上記の原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等のほか、震災に起因する生活不安・ストレス等から、その他の様々な人権侵害事案が発生することが予想される。</p> <p>そこで、人権教室等の各種人権啓発活動を継続して行うとともに、被災地や避難先を含む全国各地で特設相談所を開設して東日本大震災に関連するものを含む人権相談を受け付けるなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を引き続き適切に実施していく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>少なくとも当面は、震災をめぐる現在の人権状況（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等の発生）の継続が予想される。</p> <p>そこで、上記と同様の取組を引き続き実施するとともに、その後の震災をめぐる人権状況に応じ、上記取組の見直し・強化等を検討していく。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

上記の人権啓発活動によって、国民の人権に対する理解が深まり、人権侵害事案の発生を未然に防止することが期待される。また、被災者等からの人権相談に応じることによって、人権侵害の被害者の適切な救済や被災者に対する心のケアにつながることが期待される。

なお、上記取組による効果（国民の人権に対する理解が深まったかどうか等）については、その達成度を数値で測れるものではないことから、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、活動指標（シンポジウムの参加人数、特設相談所の開設回数、東日本大震災に関連する人権相談の受付件数）を設定しつつ、取組を進めていく。

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- ・震災に関する人権シンポジウムの開催 15 百万円【一般会計】
- ・人権擁護活動の充実強化 10 百万円【一般会計】

被災地における再犯防止に向けた取組		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法務省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地において多数の保護司が活動困難な状況にあることから、被災地を管轄する保護観察所では、限られたマンパワーにより、被災地の保護観察対象者に巡回指導を実施するなど、当面可能な範囲での対応を行ったほか、平成23年度第3次補正予算により所要の予算を措置し、被災地における再犯の防止及び被災時の保護観察等の業務継続体制の強化のため、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地に保護観察官の活動拠点を設置するなどして保護観察官が保護観察等を直接実施するための応急的な体制を整備し、保護観察処遇体制を再構築した上、被災地において保護観察官の直接担当による保護観察等を実施 ② 被災地における刑務所出所者等の再犯防止に向け、就労先確保や職場定着を支援(就労支援を実施した405名中288名(71.1%)が就労に至った(H24.1～H27.3)) ③ 更生保護官署におけるサーバを集約管理するとともに、既存システムのバックアップ体制の整備を図り、被災時の保護観察等の業務継続体制を強化 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地において、これまでに引き続き、保護観察官の直接担当による保護観察等の実施</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 当面(今年度中)の取組を引き続き実施予定</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地における保護観察等の実施体制を維持するものであり、定量的な目標の設定は困難であるが、これを適切に実施することにより、再犯を防止する効果が期待できる。</p>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
<p>○ 更生保護拠点の運営 0 百万円 平成 26 年度補正予算【復興特会】 28 百万円 平成 27 年度予算 【復興特会】</p>		

矯正職員による被災地支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法務省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地からの要請に基づき、平成23年度末までの間、矯正職員を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、移送・収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを継続的に実施した。</p> <p>また、補正予算成立に伴い、被災地の需要を調査・調整した上で、刑務作業を活用し、仮設住宅に必要な生活備品を製作・提供した。</p> <p>なお、避難所支援・矯正施設応援等については、16回、心理相談活動等については59回、児童精神医学上ケアについては46回実施した。仮設住宅生活備品については7,440台を援助した。</p> <p>○ 平成24年度以降、心理的支援の体制の整備及び実施に努めた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 心理的支援を必要とする被収容少年等に対して、少年鑑別所の心理技官による心理的支援を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 当面(今年度中)の取組みを引き続き実施予定</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 少年鑑別所の心理技官による被収容少年等への心理的支援を適切かつ効果的に行える。</p>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
なし		

幼稚園等の複合化・多機能化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い／③教育の振興	作成年月
目	<p><u>①(v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</u></p> <p>こうした考え方に基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。</p> <p><u>③(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</u></p> <p><u>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</u></p>	平成 27 年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810 百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成 24 年度まで延長した。また、復興交付金にも予算措置。 ○ 復興交付金には、基幹事業の対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。 		

- 平成 23 年度中に、希望する各県に対し必要な経費を交付(安心こども基金に積み増し。18 億円全額交付済)。
- また、復興交付金の基幹事業としても採択実績有。
- 安心こども基金の実施期限について、平成 24 年度において平成 25 年度まで延長するとともに、平成 26 年度当初において、当年度末まで延長した。

当面(今年度中)の取組み

- 平成 26 年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。

中・長期的(3 年程度)取組み

- 復興交付金の基幹事業として継続して実施する。

期待される効果・達成すべき目標

- 被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

該当無し(平成 23 年度第3次補正予算において平成 23 年度、平成 24 年度分の経費を措置し、安心こども基金に積み増しし、平成 26 年度も継続実施(子育て支援対策臨時特例交付金 1,810 百万円))

学校施設と福祉施設等との一体的整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	<p>(v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</p> <p><u>こうした考え方に基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、…また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。</u></p> <p>③(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</p> <p>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての再開を支援する。</p>	平成 27 年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について、平成 23 年 7 月に取りまとめ、都道府県教育委員会等に送付した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。 ○ 学校の復興を計画する際の参考となるよう「学校からのまちづくり」を被災自治体に送付し、整備の手法として学校施設と他の公共施設の複合化について示した。 ○ 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、平成 26 年 3 月に「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を取りまとめ、基本的な考え方と計画・設計上の留意点を示した。 		

当面(今年度中)の取組み

- 文部科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。

中・長期的(3年程度)取組み

- 文部科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。

期待される効果・達成すべき目標

- 被災地の復旧・復興及び全国の学校施設の安全性・防災機能の強化を進める上での参考となるよう、大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知することを目的としている。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

—

地域包括ケア体制の整備と在宅医療・介護の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(i)(iii) 地域包括ケア体制の整備 (ii)(中略)在宅医療・介護への移行につながる地域医療提供体制の再構築の推進。	平成27年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、地域支え合い体制づくり事業により、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備してきた。 ○ 災害復旧費等を活用し、施設の復旧を進めてきた。 ○ 避難所等への介護サービスの提供や他施設への受入れ等により、介護サービス提供体制を確保してきた。 ○ 被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣してきた。 ○ 市町村による介護保険料や利用者負担等の免除措置等に対する国からの財政支援を行った。 		
<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の復旧 自治体からの協議件数 99999 件のうち、948960 件が 着工-復旧済み(H2627年4月末現在) ・サポート拠点の整備 116 箇所(H26年11月末時点) 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療の連携拠点となる医療機関の整備等による在宅医療の推進の支援にも活用できる地域医療再生基金について、平成23年度補正予算により、岩手県、宮城県及び福島県を対象に、平成24年度予備費により、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を対象に積み増しを行った。 ○ 平成24年度補正予算により、全都道府県を対象に、地域医療再生基金の積み増しを行い、事業計画に在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むことを必須の要件とした。 		

当面(今年度中)の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ サポート拠点を始めとした被災者生活支援に係る取組に対して、地域支え合い体制づくり事業により、引き続き財政支援する。 ○ 地域全体の被災状況や復興計画等を勘案し、災害復旧費等を活用しながら、施設の早急な復旧を推進する。 ○ 各地域の地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組みを、市町村の復興計画に基づく具体的な実施計画に織り込むことを支援する。 ○ 帰還困難区域等(※1)及び、上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等(※2)避難指示解除準備区域等(※3)の住民の方については、介護保険料や利用者負担の免除措置等に対する国からの財政支援を継続する(旧避難指示解除準備区域等の上位所得層(※4)の住民の方については、平成27年9月末まで)。また、上記以外の被災した住民の方については、既存の特別調整交付金の仕組みを活用し、国からの財政支援を継続する。 <p>(※1)①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、3つの区域等をいう(平成27年度に解除された区域を含む。)</p> <p>(※2)①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。</p> <p>(※3)①旧避難指示解除準備区域、②南相馬市の特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。</p> <p>(※4)被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準とする。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。 ○ 各県が策定する地域医療再生計画に基づき、拡充した地域医療再生基金を通じて、在宅医療の推進及びこれを支える人材育成等を支援する。
期待される効果・達成すべき目標
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。
平成27年度予算における予算措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の利用者負担減免等の特別措置 4,744百万円【復興特会】 ・介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金 (地域支え合い体制づくり事業分) 1767百万円【復興特会】

保健衛生施設等の災害復旧		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(保健衛生施設)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>保健衛生施設等の災害復旧については、国による実地調査を行う前であっても、応急仮工事及び災害復旧工事に着手できることを周知するとともに、可能なものから着手した。</p> <p>また、対象施設の管理者、関係各県等の協力を得つつ、被災施設について順次実地調査を行うとともに、施設の復旧額が確定し、交付申請のあったものに対し交付決定を行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>計画的に実地調査を行い、施設の復旧額が確定し、交付申請があり次第、交付決定を行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>引き続き、東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧を支援する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧を支援することにより、地域住民の健康確保、疾病予防など公衆衛生の確保を図る。</p>		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<p>・保健衛生施設等災害復旧費 平成 27 年度予算 55 百万円【復興特会】</p>		

障害児・者支援体制の再構築				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名		
章	5 復興施策	厚生労働省		
節	(2)地域における暮らしの再生			
項	①地域の支え合い	作成年月		
目	(iii) 保健・医療(障害施策)	平成 27 年 4 月		
これまでの取組み				
○	避難所等への障害福祉サービスの提供や他施設への受入れなどにより、障害福祉サービス提供体制を確保してきた。			
○	障害のある方への支援について、自治体職員、保健師及び相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、支援が必要な方については障害福祉サービスなどにつなげる取り組みを行つてきた。			
○	また、被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員等の派遣を行つてきた。			
○	市町村等による利用者負担等の免除措置等に対する国からの財政支援を行つた。			
当面(今年度中)の取組み				
○	被災地の事業所が復興期において安定した運営ができるよう、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行う。			
○	利用者負担の免除措置に対する国からの財政支援を継続する。			
中・長期的(3 年程度)取組み				
○	被災地の障害福祉サービスの再構築のため、復興の状況を踏まえつつ障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建等に取り組む。			
期待される効果・達成すべき目標				
○	被災地の障害福祉サービス事業所等が安定的な運営ができるようにするとともに、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できるようにする。			
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」				
平成 27 年度予算				
・障害福祉サービス等の利用者負担免除等の特別措置 16 百万円【復興特会】				
・障害福祉サービスの再構築支援 3.5 億円【復興特会】				

医療従事者の確保		
'東日本大震災からの復興の基本方針'における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii)(中略)施設等の復旧のほか、専門人材の確保(以下略)	平成27年5月
これまでの取組み		
<p>医療従事者の確保については、これまで、「被災者健康支援連絡協議会」の協力により医療従事者の派遣の調整を行った。また、医療機関の人材確保支援にも活用できる地域医療再生基金について、震災以降、被災3県に合計1,480億円、茨城県に40億円を交付した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>医療従事者を確保するため、全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、引き続き医師等の派遣の調整等を行う。</p> <p>各県が策定する地域医療再生計画に基づき、拡充した地域医療再生基金のほか、昨年から設置した地域医療介護総合確保基金を通じて、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>各県が策定する地域医療再生計画に基づき、拡充した地域医療再生基金のほか、昨年から設置した地域医療介護総合確保基金を通じて、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
被災地で医療従事者ができる限り確保されるよう取り組む。		
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」		

被災者の健康の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(専門人材)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<p>被災自治体に対して、発災直後から、厚生労働省のあつ旋・調整により、全国の自治体から保健師等を派遣し、被災住民に対する健康管理等の支援を実施。</p> <p>長期にわたり仮設住宅等で生活する被災者について、「被災地健康支援事業」(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)により、仮設住宅等での巡回健康相談など各種健康支援活動やそれを担う保健師等の人材確保などの支援を実施。</p> <p>被災自治体のご要望等を踏まえ、事業の実施期限を平成 27 年度末まで延長。被災自治体における保健師の確保に向けた取組に係る協力依頼について、平成 26 年3月末に復興庁と連名で、関係団体(日本看護協会、全国保健師長会、及び日本看護系大学協議会)及び全国の自治体あてに通知を発出し、平成 26 年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼。さらに、平成 26 年 12 月に全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を発出。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災自治体の健康支援活動の体制を強化するため、平成23年度第3次補正予算で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し、地域保健活動を担う専門人材の確保など仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行っており、平成 26 年度予算では 10 億円の基金の積み増しを行った。平成 27 年度予算においては 4 億円の基金の積み増しと、平成 27 年度末までの実施期限の延長を行った。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>引き続き、地域保健活動を担う専門人材の確保など、被災地域の実情に応じた継続的な保健活動等の支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地の保健活動等への支援を行うことにより長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の健康状態の悪化を防ぐことができる。</p>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
<p>平成 27 年度予算において、4 億円の予算を計上。</p>		

地域精神保健医療の回復・充実					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名			
章	5 復興施策	厚生労働省			
節	(2) 地域における暮らしの再生				
項	①地域の支え合い	作成年月			
目	(iii) 保健・医療(心のケア)	平成 27 年4月			
これまでの取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。 ○ 23年度3次補正予算により、岩手、宮城、福島の各県の障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しを行い、各県に「心のケアセンター」を開設し、そこを拠点とする心のケアの専門職による支援として、被災者に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行う事業を開始した。 					
当面(今年度中)の取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地においては、生活再建、避難生活の長期化等さまざまな原因から、今後も、新たにうつ病、不安障害になる人の増加や、PTSDの症状が長期化することが想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、引き続き心のケア支援事業を実施することが必要。 ○ 各県において、心のケアセンターを中心とした保健医療福祉対策の総合的コーディネート、PTSDやうつ病等精神疾患に関する専門職による相談支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ、心のケアに当たる人材育成、一般住民に対する普及啓発、支援者のケア等を実施。 					
中・長期的(3年程度)取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 心のケアのための地域保健活動を継続的に実施する。 					
期待される効果・達成すべき目標					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、PTSDの症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人が増加することを抑える。 					
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」					
<p>平成27年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の心のケア支援事業 16億円【復興特会】 					

災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(透析)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>「厚生労働省防災業務計画」(平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号)における個別疾病(人工透析)の災害応急対策に基づき、公益社団法人日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を行った。</p> <p>平成 23 年度第 3 次補正予算においては、公益社団法人日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化に必要な経費を計上し、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災時に、公益社団法人日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を行ったが、今後も引き続き、その災害時情報ネットワークシステムを駆使し、災害時の人工透析体制の確保を図る。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>引き続き、災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>本事業の実施により、更なる人工透析体制の環境整備を進めることが出来る。</p>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
なし		

医療保険制度の一部負担金減免等の特別措置

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 被災者が安心して保健・医療……(中略)……を受けられるよう、……(中略)……環境整備を進める。	平成 27 年 6 月

これまでの取組み

(1)一部負担金・保険料の減免措置等

①平成 23 年度の対応

- 被災により被保険者証等を紛失した場合も、医療機関で、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けることができることとした。（平成 23 年 6 月末日まで。7 月 1 日からは被保険者証が必要。）
- 震災により住宅が全半壊等した方や主たる生計維持者が死亡又は行方不明となつた方、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※1）の住民の方などについて、震災後の 1 年間、医療保険の一部負担金等の免除を行うこととし、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行った。
- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の被保険者及び事業主や、主たる生計維持者が死亡した又は行方不明である方、住宅が全半壊等した世帯等の保険料の免除、徴収猶予等を行うこととし、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行った。

②平成 24～26 年度の対応

- 避難指示区域等（ただし、旧緊急時避難準備区域等（※2）においては上位所得層（※3）を除く）の住民の方について、医療保険の一部負担金の免除措置を平成 27 年 2 月末まで、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を平成 27 年 3 月分まで延長することとし、これに要した費用について、保険者に対して国により財政支援を行った。
- 旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民の方について、平成 26 年 9 月末まで、医療保険の一部負担金、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を実施し、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行うこととした。
- その他の特定被災区域（※4）の被災者について、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、平成 24 年 9 月末まで、一部負担金及び保険料の免除措置を実施し、これに要した費用の全額を、保険者に対して国により財政支援を行った。

平成 24 年 10 月以降の特定被災区域の被災者及び平成 26 年 10 月以降の旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民の方については、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、保険者の判断により一部負担金又は保険料の減免措置を実施することが可能であり、減免による保険者の財政負担が著しい場合には、減免に要した費用の 10 分の 8

以内の額について、国が財政支援を行った。

また、その他の医療保険に加入の方は、加入する保険者により、一部負担金が免除される場合があり、協会けんぽでは、保険者の判断により、平成24年9月末まで、一部負担金の免除を実施した。

(※1)避難指示区域等とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。(いずれも解除・再編された場合を含む。)

(※2)「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(※3)上位所得層とは、医療保険における高額療養費の上位2つの所得区分の判定基準等を参考に設定。

(※4)特定被災区域とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(2) 医療機関等への配慮

- 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できることとした。
- 被災地の医療機関や被災者の方を数多く受け入れた医療機関等について、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合等であっても、診療報酬上、入院料の減額措置を行わないこととした。

当面(今年度中)の取組み

(1) 一部負担金・保険料の減免措置等

- 帰還困難区域等(※5)及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等(※6)の住民の方について、医療保険の一部負担金、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を、さらに1年間延長することとし、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行うこととしている。
- 旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民の方について、平成27年9月末まで、医療保険の一部負担金、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を実施し、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行うこととしている。
- その他の特定被災区域、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民の方及び平成27年10月以降の旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民の方について、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、保険者の判断により一部負担金又は保険料の減免措置を実施することが可能であり、減免による保険者の財政負担が著しい場合には、減免に要した費用の10分の8以内の額を国が財政支援を行うこととしている。また、その他の医療保険に加入の方は、引き続き、加入する保険者により、一部負担金が免除される場合がある。

(2) 医療機関等への配慮

- 被災地の医療機関については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者の受

け入れを継続している場合も、診療報酬上、入院料の減額措置を行わないこととしている。なお、これらの診療報酬の算定要件の緩和措置については、平成27年9月末まで延長している。

(※5)「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、平成27年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成27年度に解除された区域を含む。)

(※6)「旧避難指示解除準備区域等」とは、平成26年度に指定が解除された①旧避難指示解除準備区域(田村市的一部分及び川内村的一部分)、②南相馬市の特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

中・長期的(3年程度)取組み

期待される効果・達成すべき目標

○ 期待される効果・達成すべき目標

- ・被災者が必要な保険診療を受け、健康を保持できること
- ・医療保険財政の安定

平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況

- ・避難指示区域等における医療保険制度の特別措置 9,078百万円【復興特会】(平成27年度予算)

地域コミュニティの再生支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(IV) 地域において「絆やつながり」…	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度第3次補正予算において、高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携し、孤立防止のための見守り活動等を実施する地域コミュニティ復興支援事業を創設。(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等事業分):予算額 40 億円)。 ※対象地域:被災3県を基本としつつ、県外避難者への支援も対象 ※本事業を活用し、10 県 146 市町村で避難者への支援を実施(平成 25 年 4 月現在) 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度は、経済危機対応・地域活性化予備費により、基金を積み増す(30 億円)とともに、事業の実施期間を平成 25 年度末まで延長した。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度は、補正予算により、さらに基金を積み増す(30 億円)とともに、事業の実施期間を平成 26 年度末まで延長した。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度は、復興特会において、地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を創設し、自治会等の既存のコミュニティ組織を活用したより効率的な見守り等の体制づくりを支援。(被災者健康・生活支援総合交付金 59 億円の内数。) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度の事業実施に必要な経費について申請を受け付け、7月を目途に交付予定。 ○ 仮設住宅や災害公営住宅等における被災者の生活支援や高齢者等の孤立防止のため、引き続き地域の取組を支援していく。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活の長期化により、より困難な課題を抱えた被災者の支援や、災害公営住宅等への入居による新たなコミュニティ形成への対応が必要。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの復興、地域で孤立した高齢者や、生活上支援を必要とする被災者の自立、安定した生活の支援。 ○ 自治体やNPOなど関係者間の総合調整を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員、自治会等の既存の組織・仕組みを活用しながら事業を実施するため、効率的に事業を実施。 		

「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」

平成 27 年度

- ・地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業
(復興特会 : 被災者健康・生活支援総合交付金 59 億円の内数)

里親制度の活用		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(v)… 両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する…部分	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進した。 ※親族による里親の申請 122 件(児童 168 人)うち認定 122 件(児童 168 人) (平成 26 年 9 月 1 日現在) 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ また、おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更した(平成 23 年 9 月 1 日より)。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、児童相談所の職員が、両親を亡くした子ども等への支援のため、親族による里親の認定を推進する。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親制度を活用することにより、両親が死亡又は行方不明となった児童を養育する親族に対して経済的支援を行うとともに、訪問支援や相互交流などにより支援を行う。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 両親が死亡・行方不明である児童の健やかな成長と、将来の自立を図る。 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
児童入所施設措置費 107,613 百万円の内数【一般財源】		

子どもの心のケア等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(v)…児童福祉に携わる専門職種の者による相談・援助等の支援…部分	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。 ○ 平成 23 年度第 1 次補正予算で、安心こども基金を 27 億円積み増しし、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助に関する取組を推進。（平成 23 年度第 4 次補正予算、平成 24 年度補正予算で、積み増し・延長（平成 25 年度末まで） ○ 平成 23 年 10 月 27 日、厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に關係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。 ○ 東日本大震災で被災した子どもへの支援を強化するため、子どもの心のケア事業について体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大、子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業を創設、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業を創設するなどの総合的な支援を行う新たな補助金を創設（東日本大震災復興特別会計に計上）し、被災地の自治体が実施する取組について財政的な支援を行う。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」については、より効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括した「被災地健康・生活支援総合交付金」における事業として実施（復興庁において一括交付金措置） 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災三県等との情報交換や協議を行い、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、必要な支援を行う。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の子どもが健やかに成長できるよう、きめ細かな対応を図る。 		

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

平成 27 年当初予算 被災地健康・生活支援総合交付金 59 億円【復興特会】

被災した生活衛生関係営業者への支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	① 域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i) 地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の 1 日も早い事業再開を支援。 ・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定 12 件（平成 26 年度） ・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数 2,650 件(平成 27 年 3 月末までの累計)		
当面(今年度中)の取組み		
東日本大震災復興特別貸付、生活衛生関係営業対策事業費補助金等による被災した生活衛生関係営業者等への支援。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援など により生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係営業者の自立		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
生活衛生関係営業対策事業費補助金 平成 27 年度予算 36 百万円【復興特会】 株式会社日本政策金融公庫出資金 平成 27 年度予算 412 百万円【復興特会】		

被災地における林業・木材産業の復興

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(2)	(3)		
項	①	④		作成年月日
目	(i)	(i)		平成 27 年4月

これまでの取組み

- 仮設住宅等の復旧資材確保のため、木材加工流通施設の復旧を支援。
〔平成 23 年度から、被災した 115 箇所のうち 41 箇所に支援し、支援した箇所は、全て復旧済み。〕
- 被災した林業者等の経営再建のための金融支援を実施。
- 雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用を実施するとともに、被災者の円滑な就業を支援するため、新規林業就業者への研修等を支援。
- 被災した、又は震災の影響により経営不振に陥った森林組合等の経営再建や経営維持安定の借入金に対する利子助成を支援。

当面(今年度中)の取組み

- 復興木材の安定供給のため、搬出間伐、路網整備、境界の明確化、高性能林業機械の導入、加工流通施設整備、バイオマス関連施設整備など川上から川下まで一体となった対策を支援。
- 震災復興に向けて、汚染状況重点調査地域における放射性物質の影響を考慮した森林整備に係る作業システムの導入を支援。
- 被災森林組合等の経営再建や経営維持安定のための借入金に対する利子助成支援を引き続き実施するとともに、被災した森林所有者やその遺族等を対象とした相談会等の実施を支援。
- 実質無利子・無担保・無保証人貸付等の実施による被災林業者等への金融支援。
- 地域材を活用した、地域の文化や気候風土に調和した木造復興住宅等の建設を促進するための住宅づくり相談会、見学会、講習会等の取組を支援。
- 木材加工流通施設の復興等を支援。

中・長期的(3 年程度)取組み

- 引き続き、被災地における森林・林業の再生を図るため、
・被災森林組合等の経営再建への支援
・被災林業者等への金融支援
・地域材を活用した住宅等への支援
など所要の支援を講じる。

期待される効果・達成すべき目標

- 持続可能な森林経営の確立を図るとともに、復興住宅等への地域材利用を推進し、被災地域の林業・木材産業の復活を図る。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- 災害復旧関連金融対策 256 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- 震災復興林業作業システム導入支援事業 280 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- 森林組合経営再建緊急支援事業 34 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- 復興に向けた木の暮らし創出支援事業 90 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- 木材加工流通施設等復旧対策事業 143 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- 木質バイオマス施設等緊急整備事業(東日本大震災復興交付金・福島再生加速化交付金)(平成 27 年度予算)【復興特会】